令和９・10 年度定時登録申請における主な留意点

R8.11.○

⑴　経営事項審査結果通知書の取扱いの変更について

令和８年７月１日の経営事項審査結果通知書の様式変更に伴い、有効期間内である１年７ヶ月以内であれば、新旧いずれの様式も提出可能とします。

⑵　社会保険等加入確認方法の変更について

建設業許可通知書又は令和８年７月１日以降に申請する経審のうち総合評定（Ｐ点）の通知を受けているものの提出をもって、社会保険加入の確認といたします。

なお、これまでと同様、令和８年６月 30 日以前に受けた経審のうち有効期間内であるものについて、雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入の有無に「有」もしくは「除外」と記載がある場合も加入していると判断といたします。

⑶　加点対象表彰の削除について

下水道河川局における「札幌市下水道河川局工事安全管理優秀業者表彰」については、加点対象から削除します。

⑷　工事等級別発注標準金額の一部変更について

定時登録の等級格付には直接関係しませんが、令和 9.4.1 以降告示分より「舗装」、「建築」の「工事等級別発注標準金額」が変更となります。

詳細は一般競争入札参加資格のガイドライン（令和9年4月1日以後告示分から適用）の別表１をご確認ください。

⑸　市区町村税の納税証明書について

契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地が札幌市の場合、札幌市で納税状況を確認するため、提出は不要です。

ただし、未納税があった場合は、登録開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。